

様式3

会 議 録

会議名 (審議会等名)		都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定の方針に係る 第1回相模原都市計画審議会小委員会		
事務局 (担当課)		都市計画課 電話042-769-8247 (直通)		
開催日時		令和7年7月25日(金) 午前10時～午後0時		
開催場所		相模原市民会館 2階 第2中会議室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他	3人(榎本委員、阿部委員、谷口委員)		
	事務局	11人(まちづくり推進部長、都市計画課長 他9人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		(1) 委員長、副委員長の選任について (2) 都市構造分析に基づく将来都市像及び立地の適正化に関する基本方針について		

議 事 の 要 旨

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。
主な内容は次のとおり。

議題

(1) 委員長、副委員長の選出について

相模原都市計画審議会条例施行規則第8条第3項の規定に基づき、委員の互選により委員長に西浦委員、副委員長に梶田委員をそれぞれ選出した。

(2) 都市構造分析に基づく将来都市像及び立地の適正化に関する基本方針について 事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(大沢委員) 3点質問がある。

1点目は、26ページにライフライン被害の表があり、その中で断水人口率の記載があるが、これは上水道と下水道の両方を指しているのか。

恐らく、上水道に関することだと思うが、災害時の困り事として、トイレが流せない事例が生じている。

埼玉県八潮市において下水道等に起因する大規模な道路陥没事故が発生しており、上水道の断水人口率だけではなく下水道の記載もあるとよい。

2点目は、30ページに記載の市街地復興マニュアルについて、市街地復興の流れの5番目の都市計画決定が6ヶ月以降となっているが、本来、建築基準法第84条の被災後の建築制限は最大2ヶ月となっていると思うので、流れを確認したい。

3点目は、36ページの事前復興まちづくり計画と防災指針を検討する方針について、都市構造の確認に当たり、土地区画整理事業の実施エリアを把握しておくべきである。

土地区画整理事業の実施エリアであれば、事前復興は必要がないと考えられ、例えば、関東大震災において復興を行ったエリアは、約20年後に空襲の被害に遭っているが、結局復興は行っていない。

理由としては、都市基盤が整っていたことから、建替えだけで十分であったためである。

相模原市の場合、土地区画整理事業の実施エリアは、事前復興の対象エリアから除くことが考えられるので、都市基盤の状況を把握しておくことが必要である。

(事務局) 1点目の断水人口率については、下水道が含まれているかどうかを確

認する。

2点目の建築基準法第84条の関連については、市街地復興の流れの3番目に記載がある。

3点目の土地区画整理事業の実施エリアについては、古くは軍都計画により都市基盤が整備されており、前回開催の都市計画審議会の議論の中でも、土地区画整理事業を実施し、基盤整備がなされているエリアは、事前復興というよりは事前復旧の考え方もあるとの意見をいただいている。

そういったエリアについては、事前復興とは違ったアプローチの仕方もあると考えており、今後検討していきたい。

(村山委員) 32ページの復興まちづくりイメージトレーニングの実施について、「あるべきまちの姿」の議論を行ったとの記載があるが、それはいつの段階で作るものなのかが分からなかった。

31ページの「能登半島地震の経験に学ぶ事前復興準備の重要性」の中で、やはりここでもまちの将来像の重要性について記載がある。

復興という時に今ある状態に戻すのか、震災が起きる前に震災が起きたら、こういうあるべきまちを考えておくということなのか、正直よく分からない。

普通のイメージだと、被害を受けた方が元のように暮らせるようなことが復興なのかなと思っているが、何か震災に乗じて別のまちをつくるビジョンを用意していくように聞こえる。

復興まちづくりイメージトレーニングを実施して、どのようなイメージが出てきたのか教えていただきたい。

(事務局) 職員による復興まちづくりイメージトレーニングについて、都市建設局職員だけではなく、健康福祉局や区役所職員など庁内横断的に若手職員を応募して実施した。

訓練としては、地震による被害想定を行った上で、ある程度課題のある地域が市内何ヶ所か存在し、一つは中山間地域の特定エリア、もう一つは旧市内の住宅密集エリアなど、道路幅員が狭い状況にあるような特定の場所について、マグニチュード7クラスの地震が発生し、且つ、火災が発生し延焼した場合の想定のもと、復興後の姿として、どういったまちの配置にすべきか、具体的には道路の配置や、法律上の問題点をクリアしているかどうかも含め話し合い、一つの絵に仕上げたというのが、このイメージトレーニングの取組であった。

これについては、国土交通省からファシリテーターの派遣を受け、まずは試行的に取り組んでみようということで実施したもので、震災発生後に

において、生活がしやすく利便性の高いまちについて、本来のまちのあるべき姿として、どのような方向性があるのかを具体的に検討した取組であった。

(村山委員) 今居住しているところに色々な問題があれば、今の段階で災害が起こる前に指導なり、その場所を少し変えてもらうなど、そのようなことも含めて、住民とコミュニケーションを取っておいた方がよい気がする。

以前、兵庫県職員から、阪神大震災が起きた後に神戸市が復興に関する計画を出してきた際には、事が起こることを予測していたのかというぐらい、迅速に対応していたと聞いたことがある。

また、令和元年東日本台風の際には、私自身、青根地区の水路が破損し修繕を依頼するため、区役所に出向いたら、優先順位的に対応が難しいとのことを言われたこともあった。

選択と集中、決断もよいことだが、復興にかこつけて都市計画を考えているような気がしてしまう。

それよりも、今居住している方々に、震災が起きても被害を最小限にするなど、そういう意味でのリスク回避を考えた方がよいと思う。

(委員長) 本来、復興まちづくりイメージトレーニングは、住民主体で取り組むべきで、市職員が行っても効果が少ないのではと感じた。

災害が発生した時に、復旧に向けて短期間で自分の住処を何とかして住み続けたいという思いがある一方、都市計画的に考えると、盤石な基盤を整えてこの機会に行うという長期的な軸で考えなければいけないので、短期と長期のバランスをどう取るかが非常に難しいと思う。

その際に恐らく、住民の間で復興に向けた長期ビジョンを事前に共有しておく、多少混乱が軽減されるのではないかなと思う。

そのバランスを取るために、住民と共有するプロセスを踏むということが大切であり、難しい局面を乗り越えていかなければならない。

(阿部委員) 防災指針については、グリーンインフラを記載していただきたい。

防災に関することとして、様々なグリーンインフラ、例えば、農地や山林等は防災機能も含むと言われており、保水機能など色々な場面ではなくてはならないものとなっている。

また、農地等の維持について、人の手が入ることが必要であり、企業を活用することも重要である。農地等に人の手が入らず荒れることにより、そのエリアの災害が酷くなることも想定され、防災指針の中で民間活力を活用することを盛り込む必要がある。

加えて、財政的な支援もしっかりとしていく必要があるのではないかと感じている。

(事務局) 今回、立地適正化計画に防災指針を追加するのは、令和2年9月の法改正の対応によるものである。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るために必要な都市の防災機能を確保するための指針であり、立地適正化計画に定める必要がある。

具体的には、都市の災害リスクや都市が抱える防災上の課題を分析し、防災まちづくりの将来像や目標等を検討した上で、ハードとソフトの両面による安全確保対策を位置付けるという流れになっている。

また、グリーンインフラについては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しの中でも、重要な取組として位置付けており、立地適正化計画を包含する都市計画マスタープランの中で、広く市の方針として掲げるということであれば、農地だけではなく、山林や里山の維持保全等も非常に重要なテーマとなる。

(阿部委員) グリーンインフラは災害の裏表であり、何も講じなければリスクが高くなり、人の手を入れることが必要となる。

民間任せにしてよいのかどうかをしっかりと考える必要がある。

(澤岡委員) 質問と意見がある。

私からは、高齢者に関する研究を専門にしているということで、その観点から質問等を行う。

質問については、26ページの人的被害の人数等が区ごとに記載されており、恐らく死者数の想定の中で、自分で動くことが難しい要支援の後期高齢者等の人数が含まれているかと思われるが、そういった方がどれぐらいいるのか。

今後、後期高齢者が増加していくため、後期高齢者のうち、重症者や軽症者、また、凄く難しいリスクのある方がどれぐらいいるのかなど、算定されているようであれば教えていただき、併せて資料提供をしていただきたい。

意見については、事前復興まちづくりに関して、色々な考え方があの中で、復興はどのくらいの期間を想定しているのか。

先ほども、まちの歴史をどのように引き継いでいくかという内容があったが、復興する姿を我々が考える、あと住民と一緒に考えていく中で、どのくらいの期間で考えていけばよいのか。

市として考えていることがあれば教えていただきたい。

それに関連して、村山委員の意見と同様で、この話だけを伺うと違和感があり、事前復興まちづくりという、聞いた感じでは素晴らしいものに乗じて、まちをコンパクトにしていこうとか、人口減少が進んでいるエリアについては、もうこの際、縮小していくよい機会という捉え方

もあり、別のまちの姿を作ってしまうように感じる住民もいるのではないかと思う。

本資料の事前復興の主語は、住民でないという意味がないと感じており、ついでのように「住民が」と出てくるところに違和感がある。

例えば、30ページの事前復興まちづくり計画の必要性のところでも、「住民の理解を促すことが重要」と記載があるが、そうではなく、住民が考え一緒に作るこの計画を、より広く全ての住民の理解を促すというように丁寧な表現をしていかないと、行政が線を引いて作ったものを住民に押し付けるようなイメージを与えかねないと感じた。

また、未だに立地適正化という言葉だけ聞くと違和感があり、利便性というのは誰にとっての利便性なのか、その主語はやはり住民ということになると思うが、本資料では、行政にとっての利便性、行政にとっての計画という印象を与えかねない。

今後、住民主体で取り組んでいくということをしっかりと明示するなど、意識していかなければいけない部分だと思う。

(事務局) 26ページの地震による本市被害想定の中で、後期高齢者や要支援者等を見込んでいるかについては、本数値は平成26年度防災アセスメント調査の結果により被害想定を算出しており、危機管理局が所管となるため、内訳については改めて確認する。

次に、復興まちづくりの想定期間については、国ガイドラインにも記載のとおり、災害の発生後、復興に向けた将来的な目標等が整理されていない場合と、整理されている場合と比べ、混乱の期間が発生するという点で、復興まちづくりが非常に遅れるであろうという中での復興事前準備という取組であり、実際の被害状況によってどれぐらいの復興期間が必要となるかは、状況により異なってくると考えている。

今後、事前復興まちづくり計画を都市計画マスタープランに盛り込むに当たり、被害想定については、令和6年度、令和7年度と最新の防災アセスメント調査を実施しているため、その結果を踏まえ検討していく予定である。

また、資料の出し方について、人が中心であることを前提に考えていくべきという趣旨の意見であると感じており、この点、先ほどの説明で漏れがあった部分を補足するが、職員の事前復興まちづくりイメージトレーニングの際に、前段として、そこで暮らす方々の家族構成等から、その方々の立場になりきり、様々な生活再建パターンを想定した中で、いざ被害が起こったときに、どのように生活再建をしていくのかを検討したものである。

その上で、被害が発生した地域のまちづくりの復興をハード面でどうしていくべきかというトレーニングということもあり、ハード面の検討から始めたというわけではなく、ソフト面を踏まえつつ行ったものである。

いただいた意見は、今後、こうした議論を踏まえて地域に出て行き、市民の意見をいただきながら、事前復興まちづくりに関する具体的な内容を詰めていきたいと考えている。

(澤岡委員) 先ほどの2点目の質問である復興の期間については、被害によりインフラがほとんど機能しなくなってしまうたら、それをどう解決していくのが喫緊の課題になると思う。

その少し後の場面で、仮設住宅への居住や自宅をどう再建していくのかなど、目の前の短期と長期を分けて考えていくということがあるが、今のその種蒔が恐らく20年後、30年後、100年後の地域の姿を作っていくことを考えたときに、子どもたちにどのような地域を残していきたいかという、その先の部分も想定しないといけない。

どこも同じような、そしてそこにアイデンティティーを感じない住民が増えてしまい、そこに住む意味を感じなくなってしまう。そのため、そこは丁寧にやっけていかないといけないという意味での質問であった。

(村山委員) 防災指針に関して、地震に対する対策も大事であるが、風水害による被害も毎年のように起きている。

大沢委員からはトイレの話、阿部委員からはグリーンインフラの話もあったが、風水害についても、治水をどのようにしていくかが重要になってくると思う。

令和元年東日本台風の際に、水源地である中山間地域では電気が切れて、簡易水道のため水の供給ができないことが実際に起き、そういったことに備える準備をしておいた方がよいと思う。

そのため、洪水等が発生したときにどう対処するかとかではなく、下水や雨水の流れがどうなっているのかなどのインフラの把握や、実感として、取り残された中山間地域では、水道が行き渡らなくても、助けを呼ぶ間、エネルギーと通信により何とかなればと感じている。

そういう意味において、自律分散型のエネルギーや衛星通信等を備えることが重要であると考えている。

例えば、中山間地域での発電や治水、自律分散的なインフラなど、少しそういったことを考えておけば、災害に備えることになると思うし、新しいインフラの方向性かもしれないので、検討いただければと思う。

(水野委員) 災害に強いまちづくり、或いは、防災指針に関して意見を申し上げた

い。

1点目は、私自身、能登半島地震が起きてから、能登半島の珠洲市でボランティアキャンプを立ち上げ、それを1年半運営しており、現在、少し局面が変わってきて、被災した集落をどう立ち上がらせるのかという、復旧から復興に向けて、プロジェクトを立ち上げようとしている。

そういう中で、現場にいて感じたこととして、一つは、災害に強いというところでは、やはりインフラをどうするのかということがあり、老朽化しているという説明もあったが、どうやって対処するのかということはずごく大事だと思う。

能登半島地震の現場において水道が来たのは半年後のことだったこともあり、脆弱というところでは、集中しているからこそ自立分散型にすべきというように思う。

そういったことをしっかりと計画の中に盛り込むことが大事であり、先ほども意見があったが、グリーンインフラについても、そういう意味ではすごく大事なインフラだと思うので、それらをきちんと位置付けられるかどうかポイントだと思う。

2点目は、能登半島地震でも直接死よりも災害関連死の方が上回っている状況があったが、それはやはり避難場所が、ものすごく貧しい状態にあるからであって、私は2009年度から、大学キャンパスを避難場所にしようということで、イタリアにならって屋外で、家族ごとにテントで避難をするという取組をしている。

大学キャンパスは、一つの候補地として挙げられるということで実施しているが、都市の中、地域の中の余白はどこにあるのかということを確認して、計画の中に位置付けることが大事なのではないかと思う。

3点目は、28ページの令和元年東日本台風の時のボランティア活動の様子が掲載されているが、私がまさにボランティアを受ける、民間のボランティアセンターみたいなことやっており、そのボランティアを石川県は抑制しようとした結果、対応が遅れた経過がある。

ボランティアは、自分の意思で行動する方たちであり、それを抑制する、コントロールするという考え方自体が間違っているわけで、どういうふうにしてそういう方たちを受入れるのか、受援体制はずごく大事だと思うので、計画の中に是非入れていただきたいと思う。

行政或いは社会福祉協議会が中心となって、ボランティアセンター等が立ち上がっているが、その限界を目の当たりにしており、職員も被災するため、そこをベースにすること自体が問題ではないかと思っており、もっとフレキシブルに対応できる組織を作っていくことが大事であると

感じている。

以上3点について、災害に強いまちにするということであれば、方針の中に盛り込んでいただければと思う。

(事務局) 質問の1点目については、都市計画マスタープランはハード系の計画であるため、インフラの強化は非常に重要視しなければいけないと考えており、昨今は災害自体も地震だけではなく、風水害、山林火災もあり、また、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故等の都市型災害も発生している。

そういった意味で、あらゆる災害に対応できるいわゆる自立分散型という考え方は、非常に重要なキーワードと認識した。

2点目については、水野委員が実践されている活動の中で、避難場所に関する話しであるが、市域の中では広域避難場所等の各避難場所が設定されており、市域全体を見た中で都市の中の余白部分がどこにあるのかということについて、検討の余地があると感じている。

3点目については、ボランティアの受援体制ということだが、ソフト面の取組として非常に重要と認識している。今後、他部署が所管する計画のみならず、都市計画マスタープランと立地適正化計画についても、防災の日常化について重要視していきたいと考えている。

(水野委員) インフラの中では、上下水道や交通だけでなく、情報インフラもすごく大事で、衛星通信設備の配置等について明記してほしい。

(落合委員) 災害が起きると、市職員だけでは対応ができないため、市民と一緒に取り組んでいくということがあると思うが、市農業協同組合はこの3月に市と包括連携協定を結んだところである。

協定事項が約10項目あり、その中の一つに災害支援があるが、組合としては店舗数として15程度あるので、有事の際には店舗を活用することや井戸を使うという協定も結んでいる。

市内には、包括連携協定を結んでいる企業が多く、そのような企業と有事の際の対応について、話し合いをしておく、万が一の時にスムーズに行くのではと思う。

協定は結んでおけばよいというものではなく、活用しなくては意味がないため、企業と一緒に取り組むことが大事である。

(加藤委員) 事前復興まちづくりについては、まず被災は生じてしまうものであり、本市でこういう災害があり得るだろうということを想定し、事前復興まちづくり計画を考えていかなければならないと認識している。

例えば、豪雨の問題であれば、お金が掛かるか掛からないかは別問題として、首都圏外郭放水路のような施設を本市でも造るということも一

つだと思う。

河川については、改修により少しでも被害を防ぐことができることや、地震については、ライフラインの問題があると思うが、不動産業としては、地震によってどれだけ地盤面が実際に動いているのかということが問題になる。

このことは、前々から意見しているが地籍調査に取り組まなければ、迅速な復旧・復興はできないということである。

道路が幾ら整備されて、測量ができていと言っても、それで済むのであれば、国がお金を出してまで地籍調査を実施するはずがなく、地籍調査は推進していかなければいけない。

その他、復旧・復興の際には、所有者不明土地の問題もあり、市が固定資産税を賦課している中で、登記とは異なる所有者の情報を把握していると思われるが、不動産業側からすると賦課情報は分からず、それ以上の確認ができない。

そのため、市が情報を把握していても市が動けなければ何の動きも取れないため、民間にも協力できるような仕組みに改善してほしいと思う。

また、空き家についても、復旧・復興が遅れる要因になると思う。

空き家については、市と宅建業協会は協定を結んでおり、災害があった際には、被災者に対する仮住まいとして貸出す等を行っている。

復旧・復興のさらに前の段階での取組があるかと思うので、検討いただきたい。

(事務局) 被災想定の話が出ているが、先ほども説明したとおり、平成26年度に実施した防災アセスメント調査の更新をかけているところである。

直下型の震源域が、関東近辺には存在しており、市内の直下型地震を想定した被災想定をまずは考えなければいけないと思う。

同時に、風水害、治水関係の取組も意識し、それらをどこまで取り込み、深掘りできるかであり、都市計画マスタープランの中で、各事業、各施策をどう繋いでいくのかなどの役割があると思っている。

また、地籍調査については、旧市と旧4町の合併以降、地籍調査の進め方について方針を出しており、今後は事業量を少しでも拡大して、積極的な事業の実施体制を検討しているところである。

まさに地籍調査の取組は、事前復興に繋がるものと認識している。

所有者不明土地や空き家対策については、各事業所管課において、法律、制度を踏まえ粛々と対応しているところであるが、それらも都市計画、まちづくりに繋がる一つの取組として、捉えなければいけないと感じている。

(委員長) 事務局の方に追加のコメントや必要な情報の提供、また、次回までに補足してもらいたい内容があれば、各委員から申し出されたい。

事務局においては、本日いただいた意見を踏まえ、資料を今一度整理してもらい、次回に準備してもらいたいと思う。

(榎本委員) 事前復興まちづくりについて、様々な議論があり、水道や下水道の復旧の話しも出ていたが、水道事業については、市独自では展開しておらず、政令市では唯一、県企業庁に頼っており自前ではない。

そういう地域で、例えば断水した場合には、県企業庁にお願いし、応急給水を行ってもらうこととなり、他に依存をしなければいけないという状態であり、自立ができていないという前提に置かれている。

この前提の中で、この応急給水の機能等もまだ足りていない地域もあり、人口が集中する地域で断水が起きた場合には、飲水がないという状況を本会議でも確認をしている。

これは復旧の部分になるため、都市計画、まちづくりの分野で言う話しではないと思われるが、復旧と復興が行政の中では、その責任の所在が違うことについて、本日の議論の中で確認した方がよかったと思う。

また、事前復興まちづくりに関する資料について、復旧はどの部署が担っていくということが記載されておらず、テーマが事前復興まちづくりにも拘わらず、復旧や他部署の取組の話しが出ていたので、その辺は資料に明記をしておくべきだと思う。

事前復興まちづくりについては、本日議論にあったように、本市の場合は、市東部直下型地震を想定しているとのことだが、中央区や南区のほか、隣には、町田市、大和市、座間市もあり、そうしたときに、本市だけでそれらを考えることなのかというところも出てくる。

どうしても中山間地域に意見が行きがちになると思うが、市東部直下型地震の被害想定を見た中では、中山間地域の被害が少ないように見える。

本日議論があったように、事前復興を考えていくときに、何かそこで大きく変更をかけて、まちを変えていきたいのではという議論もあったが、そこは誤解があり、想定として中山間地域は含まれないことになる。

そういう点で誤解や勘違いが及ばないようにしていかなければならず、事前復興まちづくりについての議論は、簡単に進められるものではなく、復旧と復興の違いを明確にしておくべきであると思った。

(委員長) 会議録の作成に当たり、委員長一任とすることによろしいか。

(総員) 異議なし

以上

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定の方針に係る
第1回相模原都市計画審議会小委員会

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	西浦 定継	明星大学 建築学部建築学科 教授	委員長	出席
2	梶田 佳孝	東海大学 建築都市学部土木工学科 教授	副委員長	出席
3	伊藤 由樹子	青山学院大学 社会情報学部社会情報学科 教授		欠席
4	大沢 昌玄	日本大学 理工学部土木工学科 教授		出席
5	村山 史世	麻布大学 生命・環境科学部環境科学科 教授		出席
6	澤岡 詩野	東海大学 健康学部健康マネジメント学科 准教授		出席
7	阿部 健	相模原市農業委員会 会長		出席
8	落合 幸男	相模原市農業協同組合 代表理事組合長		出席
9	長谷川 伸	相模原商工会議所 専務理事		欠席
10	加藤 修	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 常務理事		出席
11	水野 雅男	法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授		出席